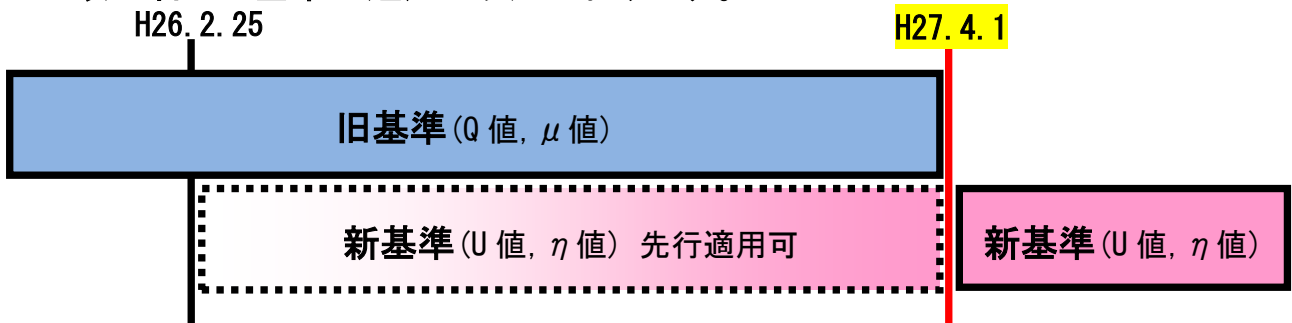


# 平成27年4月1日から

- ・長期優良住宅の省エネの基準が変わります。
- ・長期優良住宅の認定申請に設計住宅性能評価書が活用できます。

## ■ 改正省エネ基準の適用は次のとおりです。



※ H27.3.31 までに申請された計画は旧基準の適用可能です。

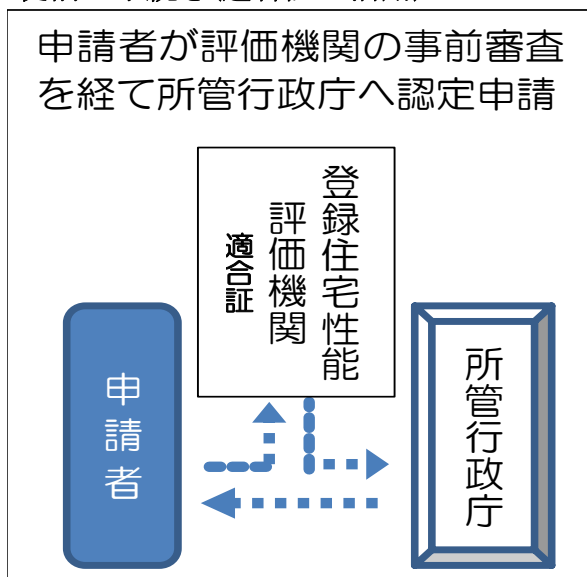
※ H27.3.31 までに発行された適合証や性能評価書が旧基準である場合は、長期優良住宅認定申請も H27.3.31 までに手続きする必要があります。

※ 旧基準により認定を受けた計画の変更認定は旧基準でも適用可能です。

※ 新基準では 5-2 一次エネルギー消費量等級は長期優良住宅の認定基準の対象外です。

## ■ 設計住宅性能評価書を活用した認定申請の概要は次のとおりです。

従前の手続き(適合証の活用)



追加した手続き(住宅性能評価書の活用)

